

法人 おおたわら

——発行所——
(社) 大田原法人会
——発行者——
会 長 城 田 民 男
広報委員長 小 貫 満 康
——発行印刷所——
有限会社 光 陽 社

“めざします企業の繁栄と社会への貢献”



法人会
消費税期限内納付
推進運動

《芭蕉像と紫陽花(あじさい)》

「紫陽花まつり」でお馴染みの黒羽城址公園。その一角に芭蕉の館があります。芭蕉関係の展示だけでなく、黒羽藩大関氏関連の資料が常設展示されています。



社団法人 大田原法人会

〒324-0041 栃木県大田原市本町1-2799-1 (株)伊藤電設2F

TEL 0287-23-4802 FAX 0287-22-5985

〈ホームページ〉 <http://ohtawara.or.jp/> 〈Eメールアドレス〉 daiho@maple.ocn.ne.jp

● 第 27 回通常総会開催される ●

平成23年 5 月26日（木）、カシマウエディングプラザ大田原において開催された。議事に入る前に、法人会活動に貢献をいただいた方や、組織・福利厚生への推進に尽力をつくされた方々に対し、表彰状が贈呈された。

議事は、平成22年度事業報告並びに収支決算報告承認について、平成23年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）承認について、任期満了に伴う役員改選についての 3 議案が提出されたがそれぞれ原案どおり可決承認された。

新会長には城田民男氏（西那須野支部）が就任した。また、来賓を代表し大田原税務署長佐藤知章様をはじめ那須町より税務課長中川好雄様、大田原商工会議所副会頭下鳥大作様、関東信越税理士会大田原支部長春山輝雄様よりご祝辞を頂戴した。盛会裡に終了した。

* 会長表彰（以下 順不同・敬称略）

- ・ 櫻田貴久・片柳 洋・小滝信幸・八巻文子・片桐俊輔
- ・ 藤田和典・金沢栄子・園部賢一

* 会長感謝状

- ・ 野澤俊則・郡司龍介・浅野秀世・菊池孝嘉
- ・ 平山ヒロ子・木村三千夫・遠藤ヨシ子

* 会員加入勸奨功績感謝状

- ・ 栃木銀行大田原支店・足利銀行黒磯支店

* 福利厚生推進表彰

- ・ 川崎和子・郡司佐和子・大塚竜生・中澤 茂



挨拶中の
佐藤会長代行



祝辞 佐藤知章
大田原税務署長



祝辞 春山輝雄税理士会
大田原支部長



来賓の皆さま



片柳 洋氏



浅野秀世氏



祝辞 那須町
中川好雄税務課長



祝辞 大田原商工会議所
下鳥大作副会頭



栃木銀行 後藤 実
大田原支店長



川崎和子氏



総会会場



佐藤憲一会長代行者のもとで(株)大田原法人会第27回総会で新役員が選任されました。

只今、ご承認を頂きました(株)大田原法人会会長城田民男です。私ごときがこのような大役を頂き誠に身のひきしまる思いです。

昨今の問題は、リーマンショックが冷めやらぬ中、3月11日に東日本大震災が発生いたしました。大津波が福島原発に襲いかかった自然の猛威は何を意味しているのでしょうか？ 被災によって失われた多くの方々、行方不明の方々のご冥福を祈ります。

大きな時代の変化の真ただ中ですが、今がチャンスです。このピンチを人間力を磨いて乗り越えて行きましょう。「挨拶、清掃、後始末、感謝」を習慣化することです。

不慣れではございますが、皆様のご指導ご支援、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。大田原法人会は、良き経営者を目指すものの団体の会長として出来ることからやって行きたいと思います。どうかよろしくお願いをいたします。

◎ 支部総会・研修会 ◎

各支部において、総会と研修会が開催されました。

研修会は、大田原税務署法人課税第一部門の野尻収上席調査官による「平成23年度税制改正について」と「震災特例法」関係でした。



- 4月25日 黒磯支部総会
- 5月9日 大田原支部総会
- 5月10日 湯津上支部総会
- 5月10日 黒羽支部総会
- 5月11日 西那須野支部総会
- 5月12日 塩原支部総会
- 5月13日 那須支部総会



藤井弘統括官



～We Supply Good Interior and Happy Life for You

株式会社 第一インテリア

■本

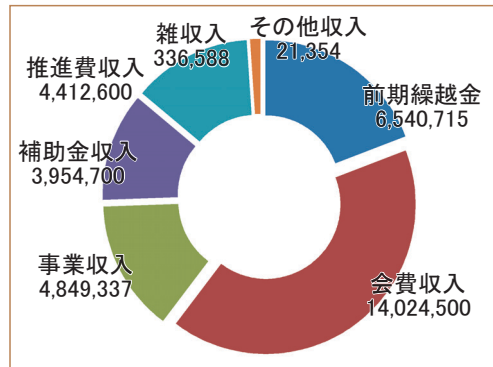
社／〒324-0043 栃木県大田原市浅香2-3389-110
PHONE 0287 (22) 4870 FAX 0287 (22) 2664

■那須塩原営業所／〒329-2723 栃木県那須塩原市南町9-15

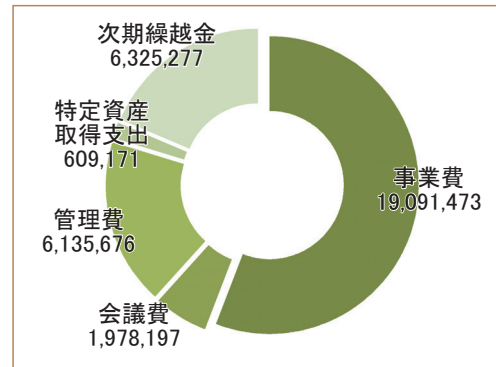
PHONE 0287 (36) 6625 FAX 0287 (37) 5845

平成22年度決算額

収入の部

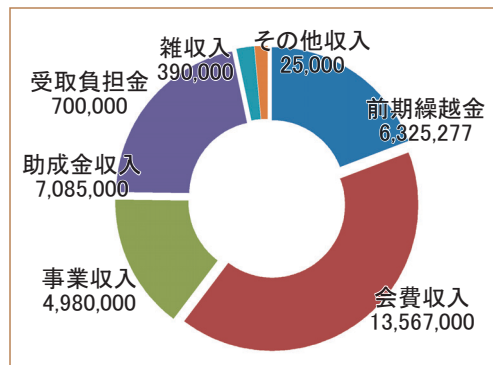


支出の部 (単位: 円)

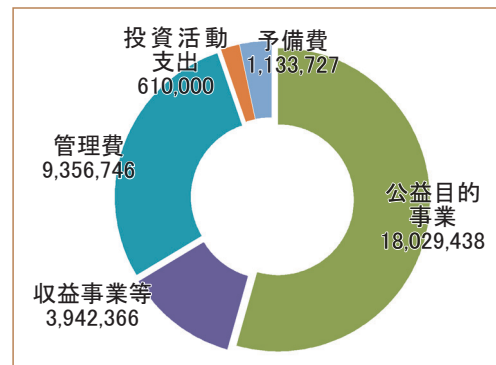


23年度収支予算額

収入の部



〈新新公益会計基準(20年度基準)にて作成〉 支出の部 (単位: 円)



平成23年度事業計画

1. 事業方針

平成23年も法人会を取り巻く環境はますます厳しさを増すことと思われる。

この様な状況下においても「税のオピニオンリーダー」として、「税」に関する活動に軸足を置きながら積極的な活動を行う。特に公益法人移行認定への必要な体制を構築する重要な任期となる。そのためにも、活動の基盤である組織の拡充や、税制改正等提言活動、会員の研鑽に向けた研修会の充実及び地域社会への貢献活動等を積極的に推進し、法人会のイメージアップ・知名度向上を図って行くこととする。

さらに、会員企業の経営安定化と福利厚生の実施を担う法人会の福利厚生事業の推進、e-Taxの利用拡大、ホームページの充実による情報発信等をふまえながら、大田原法人会の更なる発展とともに、各種活動を通じて会員間の親睦を深めて行く。

2. 項目別事業計画

1) 組織関係

(1) 会員拡大キャンペーン (役員の率先した参画)
退会防止月間 7月～9月・会員増強月間 9月～12月

(2) 各種委員会の機能の強化
(3) 支部組織の拡充と支部相互の連絡協調
(4) 青年部会・女性部会の充実

2) 税制及び税務行政関係

(1) 税制改正等提言活動の実施 (市町村等へ建設的な提言)
(2) 税制に関する調査研究
(3) 税務行政に対する要望と意見の具申
(4) 税務連絡協議会との協調連携
(5) e-Tax (国税電子申告・納税システム) 普及拡大と啓蒙活動の推進

3) 研修会・講演会関係

(1) 税務・経営・経理に関する研修会の開催 (非会員にも参加の機会を提供する)
(2) 財政経済等に関する講演会の開催

(3) 関係団体との共催事業 (納税表彰式・研修会等) の実施

(4) 一般大衆を交えた公開講演会の開催

(5) インターネットセミナーの利用促進

4) 福利厚生制度の推進

(1) 大型補償等、各種保険制度の普及・推進を図る
(2) 大型保障制度、創設40周年キャンペーン実施支援

5) 公益法人移行認定への取り組み

(1) 公益法人制度改革検討委員会の立ち上げ
(2) 申請のための諸規定の見直し
(3) 事業計画の策定と実践

6) その他

(1) 会報の編集発行配布 (年3回)
(2) 地域社会貢献活動の充実 (各支部・青年部・女性部)
・「租税教室」「安全パトロールステッカー寄贈」「日赤へのウォッシュクロス寄贈」等他
・「東日本大震災」被災地への支援
(3) 広報活動の充実 (ホームページ等)

* 詳細はホームページに記載しますのでご覧下さい。 <http://ohtawara.or.jp/>



東日本大震災で被害を受けた 法人に対する国税関係の特例措置等

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。この震災により被害を受けた法人を対象として、国税に関して、次のような特例措置などが設けられています。

対象となる事務の概要は次のとおりですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

法人税関係

1 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例

法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に繰り戻して法人税額の還付請求をすることができます。

還付請求をする場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に必要事項を記載の上、震災欠損事業年度の確定申告書と併せて税務署に提出していただく必要があります。

(注) 平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する仮決算による中間申告期間（以下「中間期間」といいます。）においても、同様に還付請求することができます。

2 仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例

法人の平成23年3月11日から平成23年9月10日までの間に終了する中間期間において、棚卸資産等について生じた震災による損失額で一定のものがある場合には、仮決算の中間申告をすることにより、その中間期間に課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額（その損失の額を限度）の還付を受けることができます。

この制度の適用を受ける場合には、仮決算の中間申告書を税務署に提出し、その申告書に還付を受ける所得税額を記載していただく必要があります。

3 被災代替資産等の特別償却の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、

- イ 被災した資産に代替する資産として、建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具の取得等をして事業の用に供した場合
- ロ 被災区域等で、建物、構築物、機械装置の取得等をして事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の15%～30%（中小企業者は18%～36%）の特別償却ができます。

この制度の適用を受ける場合には、確定申告書に「被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を添付する必要があります。



世界にパンを届けよう！！

株式会社 **パン・アキモト**

代表取締役なんでも係 秋元 義彦
救缶鳥プロジェクト本部長

国際義援事業本部 〒329-3147 栃木県那須塩原市東小屋295-4
TEL 0287-65-3351 FAX 0287-65-3353
E-MAIL : anpan@panakimoto.com



4 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に次の買換えを行った場合には、一定の要件の下、譲渡した資産に係る譲渡益に相当する金額の範囲内で、圧縮記帳の方法により損金算入することができます。

- イ 被災区域内の土地等、建物、構築物（平成23年3月11日前に取得されたものに限ります。）の譲渡をし、国内にある土地等、減価償却資産を取得する場合
- ロ 被災区域外の土地等、建物、構築物の譲渡をし、被災区域内にある土地等、減価償却資産を取得する場合

この制度の適用を受ける場合には、確定申告書に損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書に「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書を添付する必要があります。

5 申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出に係る特例

震災に係る国税通則法第11条の規定による申告期限の延長に伴い、法人税の中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出は必要ありません。

- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください。（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、この震災により被害を受けた方の申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。
- このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ（www.kantei.go.jp/saigai）をご覧ください。

……… 法人会のシンボルマーク ………



法人会のマークの意味 ご存知ですか？

〈中央の円は「法人会」のコア（核）である『よき経営者をめざすものの団体』を表わしています。そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字の「h」に合わせ企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを、力強く象徴しています〉



美味満点 那須塩原ブランド 認定第1号

四代目 **がんこラーメン3兄弟**® (しょうゆ・みそ・しお)

国産小麦粉(栃木県産小麦)100%

国産小麦粉のしっとりしたソフト感を生かし、なめらかな喉越し、くどくないさっぱり感で、もう一ぱい食べたいくなる味（業界紙全国版評）



麺処 御用邸®

(有)菊地市郎商店

栃木県那須塩原市錦町2-39

TEL 0287-62-0053

FAX 0287-62-0036

災害等にあったとき



もしも災害に
あったら、
税金面での配慮は
あるんですか？

所得税の全部又は一部の軽減(確定申告)

万が一災害にあって損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

- 地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	①所得税法(雑損控除)	②災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失に限られます。	
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価格の2分の1以上であることが必要です。	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	控除額は次の〈イ〉と〈ロ〉のうちいずれか多い方の金額です。 〈イ〉差引損失額－所得金額の10分の1 ※差引損失額＝損害金額－保険金などによって補てんされる金額 〈ロ〉差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※災害関連支出＝災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など	その年の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
参考事項	●災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。 ●損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。	●原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限りります。 ●「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。	

注：生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価格が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません、その年か翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

〈平成22年分による比較例〉

所得600万円、夫婦子供2人(子供のうち1人が16～22歳)の場合で災害による損害がないときの所得税が27万2,500円とした場合、所得税額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の雑損控除を受けた方が有利になります。

注1：災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除5万円として計算しました。

注2：損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

損害額	雑損控除適用 による所得税額	災害減免法適用 による所得税額
100万円	212,500円	136,200円
200万円	112,500円	
300万円	55,000円	



有限会社 小貫光学工業所

代表取締役社長 小 貫 満 康

〒329-2711 栃木県那須塩原市石林157

T E L 0287-36-0084 F A X 0287-36-4382

E-mail: onukon11@maple.ocn.ne.jp

青年部コーナー

● 青年部総会 ●



▲稲田和弘
青年部長

4月21日（木）大田原市「KATSUTAYA」にて開催。第一部では、佐藤知章大田原税務署長の「税の話」―災害時の税務について―タイムリーなお話を頂き、皆さん真剣に聞き入っていた。第二部が総会であり、平成22年度事業報告・収支決算。平成23年度事業計画・収支予算。役員改選について審議が諮られたが全て異議なく可決承認された。新部長には大田原支部鷹栖揚輔氏が就任した。



▲鷹栖揚輔新青年部長

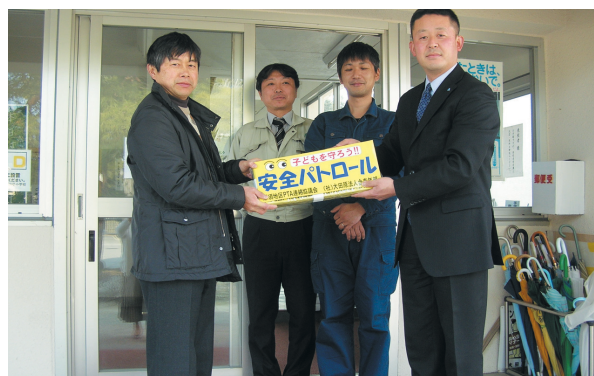
● テーブルマナー講習会 ●

2月24日（木）、大田原市「KATSUTAYA」で実施。川永社長の指導のもと、正しい椅子の座り方、ナプキンの使い方、乾杯の仕方等から始まり、料理の説明を受けながらナイフやフォークの使い方、順番等を実際に食べながら教えて頂きました。皆さん知識をお持ちでしたが、自己流であったり、自信が無かったり、少なからず不安をお持ちでしたので、食べながら、飲みながら、正しい知識とマナーを身につけることが出来た今回の講習会を、存分に楽しんでおりました。まとめると、周りに迷惑をかけなければ、多少のマナー違反をしていますが、食べやすい方法で楽しく食べることが出来れば良いのだと納得しました。



● 安全パトロールステッカー寄贈 ●

3月29日（火）、稲田青年部長と小川部員、野澤部員で、大田原小学校へマグネット式ステッカー500枚をお届けした。犯罪の抑止力になればとの思いで管内小中学校に贈っているもの。今回で4回目になるが今後も継続事業として地域の子供たちの安全にささやかながらも貢献していきたい。



今年も届けることが出来ました

おいしいと心から喜んでいただける麺を造り続けます

(株)オニックスジャパン
(有)大 西 製 麺



〒324-0242 栃木県大田原市大豆田 2 6 6 - 2

TEL 0287-54-0373

FAX 0287-54-0396

URL <http://www.onix-jpn.com>

女性部コーナー

● 女性部総会 ●

▲議事をすすめる
田中女性部長

▲講師の佐藤知章署長



▲審議中の女性部員

4月15日（金）大田原市「KATSUTAYA」において、53名の参加者で開催されました。総会では、平成22年度事業報告・収支決算、平成23年度事業計画・収支予算、役員改選について審議がなされ、いずれも異議なく可決承認されました。その後、佐藤大田原税務署長による研修会「税の話」。「東日本大震災」における税務行政の対応と主な税務上の取り扱い等についてビデオ映像も取り入れてお話し頂きました。皆さんが今一番聞きたい内容でしたので熱心に聞き入っていました。

◎ ウオッシュュクロス寄贈 ◎

3月31日に大田原日赤にお届けいたしました。今回は震災の後でしたのでお届けを躊躇しておりましたが、品薄なので是非戴きたいとご返事がありましたので、急遽お届け致しました。



◎ 視察研修会 ◎

2月16日に新橋演舞場にて「ペテン・ザ・ペテン」を観劇し、スカイツリーを間近にみながら浅草ビューホテルで中華懷石を戴くという贅沢な一日を過して参りました。お芝居はラサール石井演出・主演で藤山直美や柄本明、渡辺えり子等芸達者な役者さんが脇をかため、ドタバタながらもしつとりと・・・落とし処はしっかり押さえてありました。往復のバスの中では税金クイズや公益法人制度改革のビデオを見てしっかり勉強も致しました。

2月16日の
スカイツリーです

◎ 租税教室・開催 ◎

後半は4校訪問致しました。平成22年1月14日「田代小学校」・1月17日「高林小学校」1月24日「佐良土小学校」2月8日「蜂巢小学校」でした。講師も初めの方や二度目の方等様々でしたが、熱心に聞き入ったご褒美に見事な花がパッと出て子供達や先生もビックリ！のサプライズ手品が出てきたり・・・と工夫をしながら楽しい授業が展開されておりました。



一級建築士事務所

有限会社 和 泉 設 計

代表取締役 和 泉 卓 哉

〒329-2703 栃木県那須塩原市槻沢322番9
http://www.izumi-architects.comがんばれ東北！ がんばれ日本！
建築家からの提案「人と環境にやさしい建物」TEL 0287-37-4871
FAX 0287-37-4872

★支部だより★

那須支部

那須平成の森の
一部開放

那須平成の森は、豊かな自然を維持しつつ国民が自然にふれあえる場所として、活用してはどうかとの天皇陛下のお考えを受けて、天皇陛下御座位20年という節目の機会に、那須御用邸の一部（約560ha）が宮内庁から環境省へ移管され、今年の5月22日から一般に開放されました。この森の自然を良好な状態に保ちながら多くの国民が自然とふれあうことを通じて生物の多様性の素晴らしさや自然と人間の共生のあり方を学ぶ場として今後那須町のシンボリックなものとなることでしょう。皆さんもぜひ一度は、那須平成の森へ足をお運びください。

大田原法人会ホームページを
ご覧下さい <http://ohtawara.or.jp/>

法人会のホームページを是非覗いてみて下さい。映像と音声による本格的セミナーが受講できます。インターネットセミナー無料ですが会員専用コンテンツはパスワードが必要です。法人会事務局にお問い合わせください。

湯津上支部

鶴は千年、亀は万年？

この画像は、市内佐良土の(有)郡司工務店で撮影しました。最近、亀を見ること自体珍しいと思いますが、なんとこの大きな亀はミドリガメだそうです。こんなに大きくなるなんてビックリですね。ところで、この亀は(有)郡司工務店 会長の郡司和夫さんが、以前那珂川で偶然捕ったものだそうです。

亀はのんびりして動きが遅いように言われますが、水槽から出すと以外にも俊敏で、水中を潜水艦のような甲羅を持って自由に泳ぎ、また優雅に大空を舞う鶴と同様に、中国の仙人が鶴（仙鶴）と亀（玄亀）を自由に使いこなしたので、長寿の証とのイメージがあるそうです。



黒磯支部

社会貢献活動

去る2月3日（木）栃木県赤十字血液センター主催の献血活動を、実施いたしました。前回同様、市内スーパーにて、当支部役員による店頭、駐車場での呼び掛けを行い、また企業への事前通知を行い、厳しい寒さの中、46名の申込があり37名の方に献血を頂きました。当支部は、協力者に玉子1パックを粗品として提供いたしました。今後も引き続き社会貢献活動の一環として、黒磯支部はこれからも積極的に実施して参ります。



芦野石、白河石採掘・加工から各種石材工事、設計、施工



株式会社 白井石材

〒329-3443 栃木県那須郡那須町大字寄居406
TEL 0287-74-0606 FAX 0287-74-0332
<http://www.shirai-ishi.com>



STONE PLAZA
那須芦野・石の美術館

〒329-3441 栃木県那須郡那須町大字芦野字仲町2717-5
TEL 0287-74-0228 FAX 0287-74-0373
<http://www.stone-plaza.com>

「地域のくらしはサインから」

西那須野支部

(株)川合ネームプレート製作所
小林 弘幸

現代社会は、ますますサイン化の方向に動いています。目にただけで、何を訴えようとしているのか、即座に理解され、意思が伝達できる各種のサイン群。サインを効果的に利用することで、より地域社会に貢献したい……。川合ネームプレート製作所は、創業63年、全国官公庁関連の標識・門標での分野で技術の研鑽を重ね、地域社会の各場面での発展を陰ながら応援したいという願いをもっています。



取り扱い商品は、市町村役場・学校向けの製品で、不法投棄防止看板・ポイ捨て禁止看板・犬のフン害防止看板・ごみ収集所看板・原動機付自転車標識（バイクナンバープレート）・犬鑑札・狂犬病予防注射済票・水道門票・通学用自転車ステッカー等で、地域社会の生活に密着した製品を扱っています。

アルミ製の看板・標識・門標は屋外の使用に耐えられることが、求められます。弊社では、見やすい表示（デザイン）・耐候性・低コストを常に心がけ、設備の省力化・自動化を行い、お客様への仕様提案を積極的に行っています。



又、近年では、全国各地（市町村役場）で交付されるバイクナンバープレートのオリジナル化（ご当地ナンバー）が進められています。その目的としては、ナンバープレートにまちの名産品・名所・ゆかりのあるキャラクター等のデザインを施すことにより、わが町の特色を再認識し、郷土愛を深め、まちの活性化につなげようとするものです。

又、近隣市町村への走る広告塔としての役割も期待されています。弊社では、これに積極的に取り組み、間接的ではありますが、各市町村の地域振興と観光振興のお手伝いが少しでもできればと思っています。



〈ご案内〉



東日本大震災復興支援 チャリティコンサート

「伊東光介ピアノリサイタル」

即興演奏による「祈り」

ピアノを「弾く」のではなく、ピアノに祈りを「置く」大切な想いが今、刻み込まれていく……

- ◆ 2011 7.14(木)13:30開演(13:00開場)
那須野が原ハーモニーホール 小ホール
- ◆ 入場無料 全席自由
会員以外の方も入場できます。

※義援金箱を設置致しますので皆さまの温かいご協力を宜しくお願い致します。

主催 社団法人大田原法人会女性部
協賛 社団法人大田原法人会

美肌の湯と 寛ぎの宿



光雲荘

那須塩原市塩原2340-1

TEL. 0287(32)2414 FAX. 0287(32)2629



公益法人認定を目指し 検討会を立ち上げ

5月19日、第一回公益法人制度検討委員会を開催した、これは平成20年12月に施行された「公益法人制度改革に関する法律」に基づき、(社)大田原法人会が公益社団法人の認定を目指すための事業のあり方・組織のあり方・・・等々、会員に理解を深めてもらうよう働きかけながら納得のいく活動を展開するために立ち上げた。2回目は6月20日、委員は各支部及び青年部・女性部等から2名のメンバーを推薦戴いた。この会議内容は後日、正副会長会議に報告され意見の共有を諮る。

公益認定に欠かせない3つの実務的視点

- 1 事業—不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業を行っているか。
 - 2 支出—法人の支出の主たる目的が公益目的事業であるか。
 - 3 内部統制—内部統治（ガバナンス）を支える内部統制システムが整備・運用されているか。
- これらを分かり易く紐解き、理解、実行へと導く。
ご意見・お問い合わせは法人会事務局まで。

—— 大田原法人会 福利厚生制度 ——

全国100万人の 法人会会員の多くに支持されて40年!!

何故って！40年の歴史が物語る経営者大型総合保障制度は、他にはない保障内容と付加サービスで様々なリスクに備える事ができるからです。

[付加サービスの一例]

複雑な症状の不安に応えるセカンドオピニオンサービス

・・・病状に不安を感じたら他の専門医に聞いてみるのも一案では？

まずは、説明を聞いてから！

☎ 0287-36-9981 (大同生命保険(株)那須営業所)

只今、大田原法人会では会員紹介運動を実施中です。

ご紹介いただいた方には素敵なプレゼントを進呈中。

家を建てるなら、リフォームするなら

イシンホーム 栃木県北店

TEL：0287-23-1245

不動産を買うなら、不動産を売るなら

ハウズドゥ！ 栃木県北店

TEL：0287-23-5645

七 浦 建 設 (株)

大田原市若草2-1059-1 TEL：0287-23-5477



東日本大震災・福島原発事故 から学ぶもの

経済評論家・作家 荒 和 雄

3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、東北地方・関東の一部に大きな被害を与えた。特に震度7にも至る大地震後の津波は予期せぬ災害を現地に及ぼし、加えて福島第一原子力発電所の事故は周辺の人達だけでなく、日本全体、いや世界中に大きな衝撃と不安を与えた。

今後、東北地方を中心にして復旧が急ピッチで行われ、本格的な再生が待ち望まれるが、今回の災害や事故から学ぶべき教訓も多くあり、明日への希望を抱くためにもここで総括してみたい。

リスク管理の基本はあらゆる不測の事態を想定

第一は、「想定外」という言葉の曖昧さである。原発事故や大津波の発生に際して、責任者たちやコメントする人達はよく「想定外」という言葉を使い、一部の責任者は責任逃れの隠れ蓑にしていることだ。

元来、あらゆる不測の事態の発生に備えての対応はリスク管理の最大のテーマであり、そのための対応として、マニュアルなどを作成して実践的な訓練をすべきであった。想定外という言葉は今後リスク管理上全く役に立たない死語とすべきであり、責任回避の道具としてはならないのである。

情報の共有・統一を

第二は、原発事故の発生を中心とした問題では、東電および原子力委員会の記者会見等の対応について、国民、特に震災を受けた人たちに対して適切な情報の提供がなく、国民との間に情報の共有が出来ていなかった点である。

突発的な事故で、すぐに情報が集められない事情は察しがつくが、記者会見の場には本来トップである社長、会長、副社長、技術担当の役員等が出席して丁寧に国民に分かりやすい言葉で事態の発生、推移、危険度をきちんと説明すべきであろう。最高責任者が一度しか会見に応じないのは、もはや混乱の中のリーダーとしていかなる事情があるにせよ許し難い状況である。その後4月上旬に福島県の被災地を訪れ、謝罪したとの報道があったが、福島第一原発を訪れ、懸命に復旧作業に励む作業員らに謝罪した形跡はない。

これでは、現地で放射能の危険を浴びながら連日苦闘している社員や関連の協力企業も浮かばれない。物心両面にわたるサポート体制の強力な支援は、今後ともトップの最小の義務であろう。最低でも役員自ら現場に赴き、終日陣頭指揮をするのが当然の株式会社のルールであろう。

多様なエネルギー源の開発を

第三は電力事業が独占事業であることに大きな問題がある。

日本の電力供給は東電を始め十大電力会社に地域別に区分されており、発電と配電の業務を行っている。

そのため一種の独占企業であり、安全面やコスト面でも競争相手がいない。日本の産業や家庭生活がいかに電力に関して生産面などでそのインフラに依存していることかが、今回の事故で一般の人達にも判明したが、これを機会にほかのエネルギー源の開発、たとえば太陽熱利用や風力発電の開発などに、もっと積極的に政府及び関係者は力を入れるべきであろう。そこにはこの緊急時、許認可などに関して官庁同士の権限の奪い合いや規制の強化があってはならない。

むしろ援助金や人材等を積極的に出して、この原子力発電に代替する新しいエネルギー源を開発すべきであろう。

批判的な意見も考慮すべき

第四は、これを機会に全ての問題に関して反対する人達の意見をも登用すべきであろう。

今回の福島第一原発事故で完全に「安全神話」は崩れ去った。過去においてもこの安全神話に関しては、国内だけでなく海外からも多くの反対意見が出されていたが、それを想定外という言葉で逃げた。今回の事故を教訓に、反対意見の中にも真実が隠されていることが分かった。全員一致の意見なら会議は無用である。反対意見を出せるムードが社内にも技術者関係にも必要であろう。それにしても社外取締役や社外監査役は一体どのような判断や対策をとったのか、この際株式会社なら公表すべき課題といえる。

何よりもスピーディーな情報公開を

いずれにしても今回の大震災と原発事故に関しては、日本再生のため多くの教訓が隠れている。これを十分検証しておくことが不可欠であろう。

今回の事故に関して痛感したのは「危険」の発生には十分に日頃から対応すべきことが改めて分かったが、「不安」に対する対処方法が全く会社や人によって異なる。最大の危険時の予想などを含めてきちんと情報を公開すべきである。

不安に対して前向きに対応する人は少なく、多くの人は不安の中で日々を送ってきたはずである。そのためには情報の公開はスピーディーかつ正確に、そして責任者がはっきりと一般の人達にも十分わかる言葉で説明するのが当然の責務である。

今回の件はこうした面で多くのマイナス面の教訓を残したが、一方各地、各人それぞれ置かれている立場を通しての支援活動は、日本人の絆を一層強めたことを示している。今後復旧、復興活動は長期化することが予想される。「継続は力なり」を実行し、震災地の

企業や人を長期的に支え合うことが一番大切なことであろう。

また復旧・復興に当たっては官邸を中心として会議の連続で、会議が踊ってしまい、問題解決が一步も二歩も遅れている点は否めない。

こうした事態では、超法規的な手段も時には必要、法律や役所の縄張り争いでは被災した人達は浮かばれない。

現地からホットラインを通じて現地からの要望を直接受け、それに対するスピーディーな対応が何よりも求められる。

【筆者紹介】

荒和雄（あら・かずお） 早稲田大学法学部卒。東京都民銀行支店長などを経て独立。経済評論家・作家として講演やテレビのコメンテーターなどで幅広く活躍。金融経済・中小企業経営関係の著書は156冊を超える。
公式HP <http://www.arakazuo.com>



雑談・雑学の庭

恋のつり橋理論って！

東日本大震災で被害に遭われた皆さま、お亡くなりになった方々に心からお見舞いと哀悼の意を捧げます。

さて、そんな数々の悲劇を生んできたなかで、ちょっと明るい話題がある。今度の地震を契機に、しばらく連絡を取り合っていなかった男女の仲が急接近。「怖かったねー」とか、「あの時どうしていたの？」というメールのやりとりから、旧カップルが再度、付き合いだしたというのである。

二人が同じ「怖い目」に遭うと、恋愛感情に発展する（場合がある）。これを心理学用語で「恋のつり橋理論」という。

魅力的な女性が、揺れるつり橋の真ん中で、何人かの若い独身男性に「後日、電話して」と声をかけ番号を教えると、揺れない普通の橋の男性より多くの連絡があったことが実験で実証されている。危険から逃げ回った二人が結ばれるという結末の映画も多いよね。

7月23日は「ふみの日」。たまには手紙もいいよ。とっておきの文句教えるから…。

「あなたのこと思い出したこともない。だって、忘れないから思い出すこともないでしょ？」（これ、昔、遊女が出したという手紙のパクリ！）

【筆者紹介】

藤木順平（ふじき・じゅんぺい 本名・藤田順一）フリーランスライター。1976年早大理工学部卒業。NHK『てんぷく笑芸場』の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ『アメリカ横断・ウルトラクイズ』のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなどを執筆するかたわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行う。1993年から2007年まで㈱エフシー総合研究所に勤務、労働組合などの広報誌向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

編集後記

2011年3月11日。この日は今後どう語り継がれるのでしょうか。

災害は必ずやって来るものでありそれに対する備えもあったはずでしたが、予想を遙かに上回る自然の猛威の前に人間の営みは簡単に崩れ去ってしまうことを改めて感じさせられました。

さらに、今回の震災は原発事故というこれまでに類を見ない二次災害を引き起こし、多くの人々に長期の避難生活を強いるものとなり、また当地域の農業生産物への風評被害や観光客の減少など、大きな影響を与えています。

今、私たちに出来ることは、困難な中であってもこれまでの事業活動を継続し、経済を停滞させないことだと思います。この当たり前のことが出来無くなっている多くの東北や関東の企業・事業所のために。そして、被災地への支援を、出来る範囲で根気よく継続していくことだと思います。

最後になりましたが、東日本大震災により犠牲となられました多くの方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

（黒羽支部）

